

I. <論考>

1. アイルランドとヨーロッパ

ーヨーロッパにおけるスポーツ政策とアイルランド（その1）ー

坂 なつこ

はじめに

リスボン条約が国民投票によってその批准を否決されたことは、アイルランド共和国という名前を日本においても広く知らしめる出来事となった。2008年6月、欧州連合（European Union：EU）の新しい基本条約であるリスボン条約は、「5億人近いEU人口のうち86万人のアイルランド国民が反対を投じた」ことで、保留となったのだった¹⁾。

一国の国民投票の結果がこれほど衝撃を与えたのは、人口比の問題だけではなく、EUの恩恵をもっとも受けていると自他共に認めるアイルランドにおいてなされたという理由でもあったであろう。欧州委員会が行った調査では国民投票で反対票を投じた人の80%がEU支持を表明したことからも、EUへの反対というよりは、機構改革が中心を占めるリスボン条約自体が一般市民には難解であり、争点が不明瞭であったことが大きな理由ではないかとされている²⁾。また、同時期に公開された欧州委員会の世論調査では、EU加盟を支持する人の割合はアイルランドでは73%で、加盟27カ国中の2位であり、EU加盟で恩恵があったと考える人も82%であった³⁾。

このような調査結果からも、アイルランドではEUの影響を認識していることが分かる。後述するように、実際には、EUが直接的にアイルランドの経済発展を補助したとする客観的な証明は困難である。にもかかわらず、EU加盟がアイルランドをより広い市場へと導き、それが経済成長を促したと考えることはそれほど不自然なことではない。そしてそのような成長により、アイルラン

ドは大きな社会変化を経験すると考えると、「大陸」との関係を見ていくことはアイルランド社会を考察する上で重要なことであると思われる。それでは、スポーツについてはどうだろうか。

実は、リスボン条約において、初めてスポーツが、規定項目とされたことは日本においてはあまり言及されていない。EUは、2007年のスポーツ白書において、ヨーロッパにおけるスポーツの社会的役割について、「スポーツは、EUの戦略的目的である連帯と繁栄への重要な貢献をなす、ますます増大する社会的、経済的現象である」と述べている⁴⁾。ユーロバロメーターの2004年調査によると、およそ60%のヨーロッパ市民が、70万程度の団体を基盤としてスポーツ活動に参加しており、そのクラブ自体も多くの連盟や協会のメンバーとなっている⁵⁾。白書は、「ヨーロッパ市民の健康の改善に加えて、スポーツは教育的次元を持ち、社会的、文化的、娯楽の役割を果たしている」とし、さらに、「スポーツの社会的役割はEUの対外関係の強化の潜在性を持っている」とするのである⁶⁾。

スポーツにおけるEU統合のインパクトは、多くの場合「ボスマン判決」に言及されるように、ヨーロッパの市場の統合によるプロスポーツ選手の労働者としてのあり方の変化や、各国が伝統的に持っていたスポーツ環境や条件が、EUというより広い市場に適したように変化させられること、それらがスポーツの商業化を促したことなどが注目されてきた⁷⁾。

他方で、EU統合は欧州各国のスポーツ活動全般にとってどのような意味を持ちうるのだろうか。現在、「ヨーロッパ」という単位は拡大し続

けている。現実には、アメリカ対ヨーロッパチームで行われるゴルフの Ryder Cup や 10 ピンボーリングの Weber Cup などわずかにすぎない。だが、「チーム・ヨーロッパ」ではなく、新たな共同体の単位が形成されることによって、スポーツをめぐる状況はどのような変化を促されるのか、包括的な議論が必要とされていると考える。そのような関心のもとに、本稿では、ヨーロッパにおけるスポーツ機構や政策の構造について概観している。最終的には、「EU のお荷物」といわれた加入当初から 1990 年代後半の「ケルティックタイガー」と呼ばれる経済成長により「優等生」へと急激な変貌を遂げたアイルランドをとりあげ、ヨーロッパのスポーツ政策との関係を考察することが目的となる。アイルランドには、「伝統」文化保護を標榜する、世界でもっとも規模の大きいアマチュアスポーツ団体の一つである GAA (The Gaelic Athletic Association) が、社会関係の形成にも寄与してきた。そのような地域を基盤とするスポーツ団体が、従来培ってきた社会関係や社会資本 (social capital) は、ヨーロッパという広い領域に投げ込まれることで、どのように変化するのだろうか。

EU との関係では、現時点で施設整備以上にアイルランドが EU による影響をうけていると結論することは困難であった。ヨーロッパという新たな共同体枠組みと生活への影響、文化的影響については、長期的な観察を必要とするため、本稿では、ヨーロッパとアイルランド共和国におけるスポーツに関わる機関、制度の概観に限定している。

スポーツ研究と EU/ヨーロッパ

A. Favell は、EU 統合についての社会学的研究はほとんど見あたらないとしている⁹⁾。そのもっとも単純で、最大の理由とは、「社会学が研究対象とする「社会」が長い間「単一国家」であり、EU はいまだにそのような「単一国家」ではないからだとする。そのため EU 研究においても、長い実績を持つ国際関係論からのアプローチになり

がちであるとする。すなわち、「クロスナショナル」な研究はあり得ても、個別の国家から出発する「比較研究」が主となる。EU それ自体を捉えようとする研究はみられなかった、とするのである。そのような研究は、EU が目指す境界なき統合という理念にもかかわらず、常に、国民国家の理念を呼び起こすのである。さらに Favell は、EU もまた、各国比較を行うことで暗黙のうちにナショナリズムの源泉を提供しているとする。例えばユーロバロメーターなどの統計が、常に各国の状態を比較することによってなされる⁹⁾。

このような傾向はスポーツの研究にもみられる。例えば、オリンピック理念が競技者間の平等な競争や普遍的な平和理念を表現する一方で、各国間の競争を可視化することで、近代国家のナショナリズムの表象の舞台を提供してきたのである。

N. エリアスは、スポーツの発展を近代国民国家の形成の過程と結びつけて論じた。その点を考慮すると、スポーツはナショナリズムの表象の側面と、他方で各国が同一の条件で戦うことを可能にした平準化の側面の二つを持ち合わせている。ナショナリズムの問題は、他方で、そのような世界の平準化のなかで、近代国家が自国の文化的独自性とアイデンティティを称揚する中でいっそう強く押し出されてくるということもできる¹⁰⁾。スポーツはその意味で、近代国家の要請に合致していた文化であったともいえる¹¹⁾。

だが、他方、経済、政治の統合が進むヨーロッパにおいては、文化の多様性の議論は、むしろ重要な論点となっている。それは、次節で論じるように、多様性を認めることから相互理解がすすむという考え方に依っているからである。スポーツは、固有性と平準化の二面性を持つものであり、多様性の理解と個別アイデンティティの表象を可能とする文化であるともいえる。それは、エリアスが論じたように、より高次の「サバイバルユニット」に統合されていくことにより生じる。今後ヨーロッパにおけるスポーツを、包括的に捉えていく視点が必要であると考ええる。

The diagram illustrates the governance structure of European sports, showing the relationships between various organizations and their roles in advising or providing membership.

Legend:

- Government Organization (Government Organization)
- Non-Government Organization (Non-Government Organization)
- Mixed Organization (Mixed)
- Advice (Dashed Arrow)
- Membership (Solid Arrow)

Key Organizations and Relationships:

- European Council (EU):** Government Organization. Provides advice to the European Commission and the European Council of Ministers.
- European Commission (Education and Culture Directorate):** Government Organization. Provides advice to the European Council and the European Council of Ministers.
- European Council of Ministers (Sports Ministers):** Government Organization. Provides advice to the European Council and the European Council of Ministers.
- European Olympic Committee:** Non-Government Organization. Provides advice to the European Council of Ministers.
- National Olympic Committees:** Non-Government Organization. Provides advice to the European Olympic Committee and the European Council of Ministers.
- European Non-Governmental Organizations:** Non-Government Organization. Provides advice to the European Council of Ministers.
- European Sports Forum:** Mixed Organization. Provides advice to the European Council of Ministers and the European Council of Ministers.
- ESC (European Sports Council):** Mixed Organization. Provides advice to the European Council of Ministers and the European Council of Ministers.
- ESMC (European Sports Management Committee):** Mixed Organization. Provides advice to the European Council of Ministers.
- CDDS (Committee for the Development of the Sports Market):** Mixed Organization. Provides advice to the European Council of Ministers.
- European Evaluation Committee:** Non-Government Organization. Provides advice to the European Council of Ministers.

ヨーロッパにおけるスポーツの構造

Tokarski らが、ヨーロッパにおけるスポーツを研究するうえで見逃してはならない機関としているのは、欧州評議会 (The Council of Europe) である¹³⁾。EU の欧州理事会 (European Council) と混同されがちだが、欧州評議会は、EU の機関ではなく、ヨーロッパ地域の 47 カ国によって構成される国際機関である¹⁴⁾。1949 年、人権、民

倉智は、EU が「小ヨーロッパ」であるなら、欧州評議会（文化協定加盟国）は「大ヨーロッパ」であると述べているように、2008 年現在、EU 加盟国は 25 カ国と拡大したが、欧州評議会はそれを上回っており、その影響力は大きい。とりわけ、その成功例として数えられる欧州人権裁判所を考えれば、世界の人権意識に及ぼす影響は無視できないものであることがわかるだろう¹⁵⁾。

倉知は、次のように述べる。「ヨーロッパ統合の理念が、・・・自由と民主主義、人権の尊重と

いった社会の基本原則から言語や民族文化といった上部構造にいたるまで甚大な影響を及ぼすだろう。真の欧州統合とは境界なき経済統合と柔軟な民族の文化とアイデンティティの保全のバランスの上にしか成立しえない」¹⁶⁾。

倉智によれば、欧州評議会大臣会議の勧告文は次のように述べている。「ヨーロッパにおける多様な言語と文化の豊かさは価値のある共通資源であり、保護され、発展させるべきものである。また、その多様性をコミュニケーションの障害物としての存在から相互の豊饒と相互理解を生む源へと転換させるために、主たる教育上の努力が払われねばならない」

EU と同様に言語の多様性の保護についての強い使命感だけではなく、文化の多様性についてもその保護が唱われている。ここで注目されるのは、その多様性をコミュニケーションの障害物と捉えるのではなく、相互理解のための礎と考えられている点である。相互の多様性を認めて初めて、相互理解が可能になるとするのであり、そのためには、教育上の政策が必要であるとの認識である。

では、欧州評議会のスポーツ政策はどのようになっているのだろうか。

欧州評議会のスポーツに対する公式的基礎となる活動は、1954 年の文化会議（Cultural Convention）においてすべての加盟国がサインしたことであるが、それはその後 1976 年に「ヨーロッパ・スポーツ・フォー・オール憲章」として結実することになる。その下で、非公式な会合も不定期でもたれた。当時の重要な課題は、主としてドーピングとフリーガン対策の 2 つであった¹⁷⁾。それにより、ヨーロッパにおけるスポーツ政策は、欧州評議会の理想を実現することに寄与するスポーツの価値への信念に基づく共通のプログラムへの責任を担うことになった¹⁸⁾。さらに、「ヨーロッパ・スポーツ・フォー・オール憲章」の原則の下に、1992 年に「ヨーロッパスポーツ憲章」が制定されることになるのである。「スポーツ倫理コード（The Code of Sports Ethics）」がそれを補完する。これらのドキュメントにおいて、

各国政府は、明確に定められたスポーツの定義に則り、市民へのスポーツ参加、活動の機会を提供することを約束させられてきたとする。その定義によれば、スポーツとは、1）何人にも開かれていなければならない、2）とりわけ、若者や子どもが容易に参加可能、3）高い倫理的価値を形成し、健康で安全であり、フェアで寛容である、4）どのレベルにおいても個人の自己達成感を育成することが可能である、5）環境への敬意を払うこと、6）人間の尊厳を保護すること、7）スポーツに関わるどのような搾取に対しても反対であるとある。このような活動により、各国政府はスポーツへの明確な責任を認識し、次の 3 つの本質的な必要条件を達成してきたとする。1）そこにおいてスポーツ政策が発展されうる安定した基準の設定、2）国内スポーツ政策のための共通の枠組みと基本原則の設定、3）行政措置と非行政措置の間の重要なバランスを提供し、両者間の責任の補完性を確かにすることである。

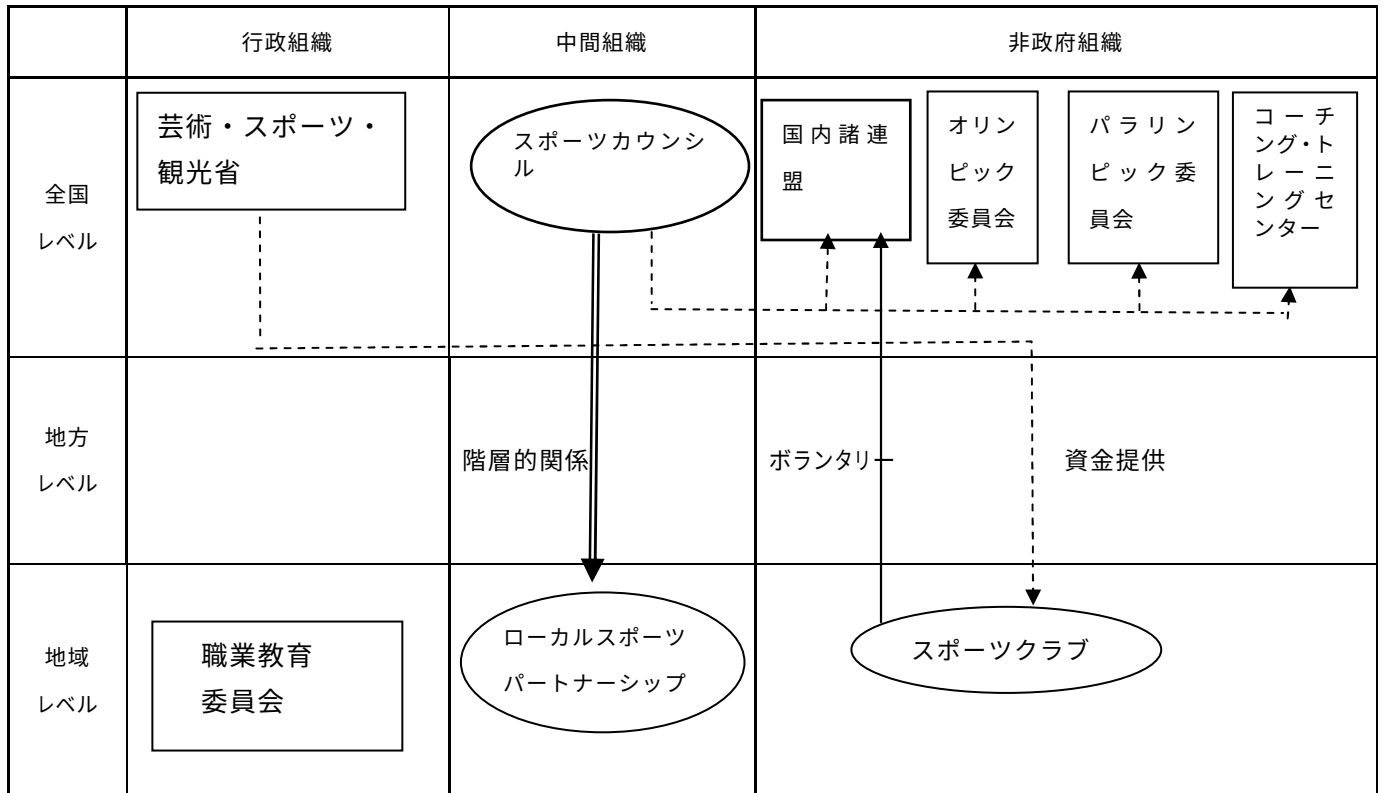
欧州評議会は、現在、新しいスポーツ政策を展開している。「スポーツにおける拡大部分合意（Enlarged Partial Agreement on Sport [EPAS]）」である¹⁹⁾。EPAS の目的は次のように述べられている。「スポーツの促進と積極的な価値の強調、国際的基準の確立、そして、政府間のスポーツ協調の汎ヨーロッパ的プラットフォームのための枠組みを発展させることである。そしてそれは、同時に、EPAS メンバー国の政府諸機関、スポーツ諸連盟、そして NGO らがスポーツを促進することを、そしてスポーツがよりフェアでよりよく統治されることを助けるものである」。図にもあるように、ヨーロッパにおけるスポーツの特徴としては、政府系組織と NGO らとの連携・協同もあげられるであろう。

アイルランドのスポーツ組織構造

アイルランドが EU 議長国であった 2004 年は、EU の「スポーツを通じた教育年 European Year of Education through Sport」でもあった。

図2 アイルランド共和国におけるスポーツ組織構造

(Tokarski らから作成)



その際、アイルランドにおいても様々なイベントが行われており、その中心となったのが、芸術・スポーツ・観光省（Department of Arts, Sports and Tourism）である²⁰⁾。本省のスポーツに関する目的は、「スポーツの促進と発展のための政策の実施を規定し管理すること、さらにスポーツとレクリエーションのますますの参加を促進すること、とりわけ、貧困地帯のコミュニティ（disadvantaged communities）への支援を行うこと」とされる。

芸術・スポーツ・観光省の重要な機能は、スポーツとレクリエーション部門における政策の情報、指導（ガイダンス）、説明の提供である。ここでは、また、スポーツとレクリエーション施設・プログラムのような基本構想のための情報やアドバイスを提供する責任を負っている。実際の活動を担っているのは、アイルランド・スポーツカウンシル（ISC）であるといっていよう。スポーツ促進のための政府機関として 1999 年 7 月

に設立した ISC は、次の 6 つの機能を持つとする。

1) 競技の促進、開発、連携の振興、2) レクリエーションスポーツにおける参加増加の政策開発、3) 競技あるいはレクリエーションスポーツにおける、正しい振る舞いやフェアプレイの基準の養成、4) 検査の実施も含めたドーピングと競技のための正しいアクション、5) 競技あるいはレクリエーションスポーツに関するリサーチの活性化と指導的立場、6) 競技あるいはレクリエーションスポーツについてのリサーチの普及と促進となっている²¹⁾。

ISC のミッションは、アイルランドにおけるスポーツの持続可能な発展のため、計画、指導、他機関と協同し、最終的に芸術・スポーツ・観光省への報告を行う。ここでは、他の国内団体との協同が特に協調される。ISC が運営するのは、それらの団体および一定の水準に達した多くのアスリートのための年間の資金供給である。

地域スポーツについては、ISC はローカルスポ

ーツにおけるパートナーシップの国内ネットワークを形成する過程にある。それらのプログラムを通じて、このパートナーシップは、現場における様々なローカルコミュニティのエージェンシーらと緊密に働きながら、その地域におけるすべての年齢集団のスポーツへの参加を促進することが目標とされていることが分かる。

非政府系スポーツ組織については、ISC はアイルランドにおける国内スポーツ運営諸団体（NGBs）のための資源としても活動している。GAA、アイルランド[共和国]サッカー協会（FAI）、ラグビーユニオン（IRFU）が含まれており、2007年度は約 1160 万ユーロが 3 団体に拠出されている。また、60 団体に 1390 万ユーロが割り当てられた。NGBs はアイルランドにおける組織化されたスポーツの大部分の管理、運営を行っている。それらは、ISC 予算スキームのもと、中心的、挑戦的資金や、戦略的プランの発展支援を受けている²²⁾。

さらに、アイルランドオリンピック委員会（OCI）と、パラリンピックカウンシル（PCI）がある。PCI は ISC からの全出資により、障害者スポーツの促進、組織化、発展に責任を持つ団体である²³⁾。しかしながら、オリンピック競技においても、例えばボクシングは北アイルランドを含め代表を選出するなど、競技によっては共和国だけではない場合もあり、英国スポーツカウンシルとの関係なども今後考察する必要があるだろう。

トップレベルスポーツについては、ISC は、国立コーチング・トレーニングセンター（NCTC）や OCI などと連携する。その他、芸術・スポーツ・観光省の関係機関としては、キャンパス・スタジアム・アイルランド・ディベロプメント（CSID）や、スポーツキャピタルプログラム（スイミングプール政策とともに宝くじを財源とする）などがあるが、サッカー・ラグビースタジアムの改築も含め、施設やインフラの整備を重点的に行っているのが実情である。これらは、政府資金と EU 基金によって運営されるナショナル・ディベロプメント・プラン（NDP）によって実行されている。

例えば、2000－2006 年の EU 基金（コミュニティ・サポート・フレームワーク）からは 300 万ユーロ以上が地域レクリエーション・スポーツ施設等に拠出されている。また 2012 年には、ロンドンにおいてオリンピックが開催されることから、自国の競技レベルの向上や観光客の獲得だけではなく、各国のトレーニングキャンプについても活発な誘致が行われている。そのため NDP においてもスポーツ関連予算は 2012 年まで重点的に予算が配分されている。

アイルランドと EU：加盟の経済への影響

最後に EU とアイルランド社会の経済的関係について概観しておこう。資金的関与としては、EU の構造基金・結束基金が大きな役割を占めてきた。これは、国内のインフラの整備のために供給されてきたといえる。アイルランドは、当初、全土が目標 1 地域の指定を受けていたが、政府は 1989－93 年の経過調査により、構造基金の恩恵が大きかったと結論づけている²⁴⁾。諸富は、直接的な影響については実際には検証が困難であるとしながらも、アイルランドの事例が、構造基金の成功例として言及されることがきわめて多いことを認めている。

他方で、アイルランド統計局（CSO）による報告書 Ireland and the EU 1973-2003 Economic and Social Change において、この間のもっとも大きな変化として、英国（及び北アイルランド）に依存していた輸出貿易相手国が、その他 EU 加盟国とアメリカ、及びその他の国へと置き換わったことを指摘している。1973 年には、英国及び北アイルランドは 55%であったのに対し、2003 年には 18%となり、その他 EU 加盟国は、21%から 43%へと変化している。また、アメリカは、73 年の 10%から 2003 年の 21%へと成長した。また、アイルランドの失業率の推移は、1996 年の 11.7%から 2002 年には 4.4%と大きく減少している²⁵⁾。しかしながら、「ケルティックタイガー」の勢いは、2004 年頃から下降し始め、近年 4%台で

推移していた失業率が、2008 年にも 7.5 %～8% へと上昇するという調査結果もでている²⁶⁾。

諸富が述べるように、アイルランドの飛躍的な経済成長を EU 加盟のみに結論づけることは困難である。また、アイルランドは、EU の構造基金により、多くの資金を得て国内のインフラ整備などを達成したが、それが、直接の経済成長への影響かどうかは実はそれほど明確ではなかった。むしろ、複合的な要因とグローバリゼーションの影響が作用した結果とみる研究者が多いとする。他方で、アイルランドのグローバル経済への編入は、EU 加盟から始まったともいえる。貿易相手国の変化からいえることは、英国に依存していたアイルランド社会の経済的自立の始まりであり、他方では、世界経済、その意味でのグローバリゼーションにアイルランドが組み込まれたことを意味するといえるだろう。

まとめにかえて

CSO の報告書において興味深いのは、家計所得の上昇に伴って、その支出の多くがサービス、レクリエーション、エンターテインメントに費やされていることを指摘していることがあげられる²⁷⁾。

T. Inglis は、アイルランド社会のもっとも大きな変化の一つとして消費文化における「自己投資 (self-indulgence)」をあげており、報告書はそれを証明しているといえる²⁸⁾。カソリック教会の権威の低下と消費社会の到来により、それまで道徳的な模範となってきた「謙虚」「信仰心」「禁欲」から開放され、「自分自身のために楽しむ」「自分に投資する」というアイルランド人が増えたとする。それらのことは、スポーツの変化とどう関わってくるだろうか。

Inglis は、ブルデューに依拠して、文化資本、社会資本に言及しているが、GAA が、地域社会で重要だったのは、そのような文化資本、社会資本の源泉となってきたからであるとする。M. J. O'sullivan もまた、GAA が、アイルランド社会においては、「友愛」や「規範」の観念や社会参加

のあり方を醸成してきたと指摘している²⁹⁾。だが、そのような「友愛」や「規範」、社会への関与のあり方は、急激な経済成長のもとで、崩れつつあると指摘する。O'sullivan は、近年の投票率の低下をとりあげ、社会への関与の精神の低下について言及している³⁰⁾。このような役割は、諸富がパットナムの社会関係資本の概念に言及しているものとの類似性が考えられる³¹⁾。EU においても構造基金は、当初の施設建設やインフラの整備のため資金援助から、知識、情報、ネットワークの形成といった「社会関係資本」の形成へと政策の重点をシフトさせてきている。それらが、従来のアイルランドにおける「社会資本」(Inglis) とどのようにリンクし、新たな社会関係資本を形成していくのか。そこにおいてスポーツはどのような役割を果たしていくのか注視する必要があるだろう。

本稿では、ヨーロッパとアイルランドのスポーツ組織構造を概観するに止まった。他方、グローバル経済への編入はアイルランド社会の変化を余儀なくさせている。例えば、アイルランドは長い間、移民を送り出す国であった。しかし、アイルランド国家は、20 世紀初頭に独立して以来、初めて移民を受け入れる国となった。経済成長が鈍化し、移民流入が減少しつつあるとはいえ、首都であるダブリンは多文化社会の様相をみせている³²⁾。そのようななかでアイルランド島における「伝統」の保護者であった GAA や、人気スポーツのサッカー、ラグビーもグローバル経済の影響を強く受けてきた。EU 統合の進展は、アイルランド社会をよりいっそう多文化社会へと導いてきており、より広い関係性における文化の変容については今後の課題である。

【注】

- 1) デニス・マクシェーン『NEWSWEEK』2008 年 7 月 2 日。反対は 53.4%、賛成は 46.6%、投票率は 53.1%であった。リスボン条約:2007 年 12 月、ポルトガルの首都リスボンで調印された基本条約。欧州委員の削減などの機構の効率化や迅速な決定が可能な多数決制を採

- 用。常任議長として任期 2 年半の大統領を選出し、外相に担当する外交安保上級代表が EU としての外交を統括するなど、EU の機能強化をはかったもの。
- 2) <http://www.irishtimes.com/newspaper/breaking/2008/0617/breaking93.html>
 - 3) <http://www.irishtimes.com/newspaper/ireland/2008/0625/1214343499044.html>
これはラトビアの 29%、英国の 30% と比べると、非常に大きな割合であることがわかる。
 - 4) WHITE PAPER ON SPORT, The European Commission, p.2. リスボン条約については、http://europa.eu/lisbon_treaty/index_en.htm 2004 年ユーロバロメーターによる調査によれば、62% が基本条約にスポーツが含まれることに賛成している一方で、EU のスポーツへの介入には 51% が賛成、34% は反対としている。Eurobarometer, The EU and Sport, 2004.
 - 5) WHITE PAPER ON SPORT, p.3.
 - 6) WHITE PAPER ON SPORT, p.3.
 - 7) 後藤元伸「スポーツ団体のシステムと EC 法 : プロスポーツ選手移籍に関する『ボスマン判決』のドイツ法学による解析」『關西大學法學論集』Vol.55, No.4/5.
 - 8) Adrian Favell, The Sociology of EU Politics, The Handbook of European Union, p.122.
 - 9) 次のウェブサイトにおいてアクセスできる。
http://ec.europa.eu/public_opinion/index_en.htm
 - 10) 例えば、19 世紀末のアイルランドの対英国独立運動は、ケルト文化、伝統の回帰を目指した。国家の危機におけるナショナリズムの昂揚、伝統の創造など。
 - 11) 多木浩二は、エリヤスがその点に注目したことを評価しているが、他方で、エリヤスが同様にスポーツの平準化の側面を認めていた点については、見落としている。N.エリヤス/E.ダニング『スポーツと文明化』法政大学出版局、1995 年。多木浩二『スポーツを考えるー身体・資本・ナショナリズム』ちくま新書、1995 年拙稿「エリヤスにおけるスポーツ」『京都体育学研究』14 巻 1999 年、参照。
 - 12) Tokarski et al, Two Players One Goal? Sport in the European Union, Meyer and Meyer Sport, 2004.
 - 13) Tokarski et al, p.56. 欧州会議、欧州審議会などとも訳される。本稿では外務省の表記に準じる。
 - 14) 2008 年 9 月現在。ベラルーシは、1996 年以降の非民主的な国内政治により、参加停止されているが、現在正式加盟申請中である。公式ホームページ：<http://www.coe.int/> 審議会の歴史については、倉智恒夫「ヨーロッパ審議会と文化政策（1）」『川村学園女子大学研究紀要』第 14 巻第 2 号 2003 年。また、「ヨーロッパ審議会と文化政策（2）」『川村学園女子大学研究紀要』第 17 巻第 2 号 2006 年。
 - 15) 欧州評議会は、日本に対しては死刑廃止を求めている。
 - 16) 倉智、162 頁。
 - 17) Sport in Europe, p.58.
 - 18) Council of Europe, 2008.
 - 19) http://www.coe.int/t/DG4/EPAS/default_en.asp
 - 20) 1993 年に観光・貿易省がつくられ、1997 年に観光・スポーツ・レクリエーション省となる。2002 年に現在の名称となる。公式ホームページ：<http://www.arts-sport-tourism.gov.ie/> European Year of Education through Sport 2004 in Ireland, Report of the National Coordinating Body.
 - 21) 公式ホームページ：
<http://www.irishsportsCouncil.ie/>
 - 22) Department of Arts, Sport and Tourism, FIFTH ANNUAL REPORT, 2007, p.16.
 - 23) スペシャルオリンピックは、北アイルランドを含む 32 カウンティを通じて、障害を持つ人々の通年のトレーニングと競争に責任を持つ。アイルランドは、2002 年 9 月にスペシャルオリンピックを開催している。これは、アメリカ国外では初めての開催であった。
 - 24) 諸富「地域経済発展と EU 構造基金」『調査と研究 経済論叢別冊』第 28 号 2004 年 4 月、14 頁。EU の構造基金および結束基金を調整・執行するのが NDP である。
http://www.ndp.ie/docs/NDP_Homepage/1131.htm
 - 25) 田中友義「欧州は雇用問題にいかに関与しているかーEU の雇用戦略の展開を検証する」『国際貿易と投資』Winter 2003、No.54、19 頁。
 - 26) アイルランド中央統計局によれば、2008 年 8 月の失業率は 6.1% である。
<http://www.cso.ie/statistics/sasunemprates.htm>
 - 27) 同上書。
 - 28) Inglis, Tom, Global Ireland, Routledge, 2007, p.3 他。
 - 29) O'sullivan, Michael J., Ireland and the Global Question, Syracuse Univ Pr, 2006, p.117.
 - 30) O'sullivan, p.183.
 - 31) 「social capital」の概念の変遷については、佐藤誠「社会資本とソーシャル・キャピタル」『立命館国際研究』16 巻 1 号 2003 年に詳しい。
 - 32) 2006 年の統計では、約 42 万人が非アイルランド国籍（11 万人の英国籍を含む）であり、188 カ国となっている。そのうち 76% は都市部（1 万人以上）に居住している。